第３１回浜中町農業委員会総会議事録

１　日　　時　　令和２年１月２９日（水）　午前１０時００分

２　場　　所　　浜中町役場茶内支所　会議室

３　出席委員　　１２名

１番	橋　場	和　幸
２番	嵯　峨	弘　巳
３番	白　川	英　之
４番	谷　口	正　明
５番	白　川	俊　明
６番	百　々	栄　二
７番	村　越	敏　春
８番	阿　部	栄　子
１０番	篠　原	弘
１１番	堀　金	澄　惠
１２番	新　井	功 仁 恵
１３番	梅　原	順　一

４　出席職員　　３名

事務局長	中　田	昌　浩
農政係長	内　村	和　樹
農 地 係	長　島	宇　哉

５　議　　事

日程第　１		総会成立報告
日程第　２		開会
日程第　３		議事録署名委員の指名
日程第　４		会期の決定
日程第　５		会務報告
日程第　６	報告第１号	農地法第４条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について
日程第　７	報告第２号	農地法第５条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について
日程第　８	報告第３号	農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について
日程第　９	議案第１号	農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について
日程第１０	議案第２号	農用地利用集積計画作成要請について
日程第１１	議案第３号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
日程第１２		次回総会日程（予定）について

事務局長	第３１回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。 本日の会議の出席委員は、在任委員１２名のところ１２名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第８条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。 それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。
議長	おはようございます。 委員の皆様におかれましては令和２年の新春を新たな思いで迎えられたと思います。また、今年初めてお会いする方もいらっしゃいますので、改めて今年もよろしくお願いいたします。また、昨日釧路町で開催されました農業者年金協議会の研修会に会場寒い中参加された委員の皆さんは大変お疲れ様でした。また、本日は第３１回の総会に全委員のご出席をいただきまして大変ありがとうございます。 さて、今年は全道的に雪が少なく、雪の下で春を待つ作物等につきましては大変深刻な問題になっているようでありますし、全国をみても色々とありますけれども、今毎日のように報道されておりますコロナウイルスによる発熱や肺炎について昨日道内で初めて感染が確認されました。皆様におかれましては体調管理に十二分にしていただいて、令和２年度におかれましても健康に留意されまして町内酪農発展のため、農地が円滑に利用されるよう委員活動にご尽力をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 さて、本総会には報告３件、協議案件３件の提案をさせていただいておりますのでよろしくご審議をお願いして開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。 本日は大変ご苦労さまです。 日程第３　議事録署名委員の指名を行います。 本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第７０条の規定により、議長において、５番白川俊明委員、６番百々委員を指名いたします。 日程第４　会期の決定を議題とします。 本総会の会期は、本日１日としたいと思います。これに御異議ございませんか。
各委員	（異議なしの声）
議長	異議なしと認めます。 よって、本総会の会期は、本日１日と決定いたしました。 日程第５　会務報告をいたします。事務局より報告させます。
事務局長	（会務報告あるも省略）
議長	事務局より報告が終わりました。 ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。
各委員	（なしの声）

議　　長	ないようなので、これで、会務報告を終了します。 日程第６　報告第１号　農地法第４条の規定による許可申請に伴う指令書の交付についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	報告第１号　農地法第４条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農地法第４条第３項の規定では、「農業委員会は転用許可に係る申請書の提出があったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。」とされており、同条第４項では、「前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴くこと」とされております。 本案は、令和〇年〇〇月〇〇日開催の第〇〇回総会において審議がなされました農地転用許可申請１件に対する許可指令書の交付でございますが、 整理番号１は茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、家畜ふん尿処理施設の建設に伴い北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、令和〇年〇月〇日付け釧農務第〇〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、令和〇年〇月〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。 以上、御報告申し上げますので、御承認くださるようよろしくお願いいたします。
長 島 主 事	（詳細説明あるも省略）
議　　長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから、報告第１号の質疑を行いますが、本案については、〇番〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第１０条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。 （〇〇〇〇委員退席） それでは、これから、報告第１号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各　委　員	（質疑なしの声）
議　　長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、報告第１号を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各　委　員	（異議なしの声）
議　　長	異議なしと認めます。

よって、報告第１号は、原案のとおり承認されました。

（〇〇〇〇委員入室）

日程第７　報告第２号　農地法第５条の規定による許可申請に伴う指令書の交付についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長　報告第２号　農地法第５条の規定による許可申請に伴う指令書の交付ついて、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第５条第３項の規定では、「農業委員会は転用許可に係る申請書の提出があったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。」とされており、許可権者である知事から許可指令書の交付があった場合には、農業委員会を経由して申請者本人へ送付することとなっております。

本案は、令和〇年〇〇月〇〇日開催の第〇〇回総会及び令和〇年〇〇月〇〇日開催の第〇〇回総会において審議がなされました農地転用許可申請３件に対する許可指令書の交付でございますが、

整理番号１の貸主は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏、借主は同住所の〇〇〇氏で、農業用施設（バンカーサイロ）の建設に伴い、北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、令和〇年〇月〇日付け釧農務第〇〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、令和〇年〇月〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

次に整理番号２の貸主は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇〇氏、借主は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇　〇〇〇〇〇で、農業用施設（哺育牛舎）の建設に伴い、北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、令和〇年〇月〇日付け釧農務第〇〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、令和〇年〇月〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

次に整理番号３の貸主は、茶内東〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏、借主は同住所の〇〇〇氏で、農業用施設（育成牛舎）の建設に伴い、北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、令和〇年〇月〇日付け釧農務第〇〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、令和〇年〇月〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

以上のとおり、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしくお願いいたします。

議長　事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第２号の質疑を行いますが、本案については、整理番号３で〇〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第１０条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。

議案審議の方法といたしましては、整理番号１、２の質疑、採決を先に終了させ、続いて整理番号３の質疑に入りたいと思います。

それでは、これから、整理番号１の質疑を行います。質疑ありませんか。

各　委　員　（質疑なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。
次に整理番号２の質疑を行います。質疑ありませんか。

各　委　員　（質疑なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号１を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各　委　員　（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。
よって、整理番号１は、原案のとおり承認されました。
次に、整理番号３の質疑を行いますが、○○委員につきましては、浜中町農業委員会会議規則第１０条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

（○○委員退席）

それでは、これから、整理番号３の質疑を行います。質疑ありませんか。

各　委　員　（質疑なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号３を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各　委　員　（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。
よって、整理番号３は、原案のとおり承認されました。

（○○委員入室）

日程第８　報告第３号　農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長	報告第３号　農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農業経営基盤強化促進法第１５条第１項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされています。 本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出に伴う１件の調整報告でありますが、整理番号１は、円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏より令和〇年〇〇月〇〇日付けで所有権移転によるあっせんの申出があったものでございますが、対象地は円朱別西〇線〇〇番、〇筆、面積〇万〇，〇〇〇㎡でございます。 現地調査につきましては、令和〇年〇月〇〇日に白川英之委員、百々委員、篠原委員により実施し、土地の評価を行っておりますが、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇〇〇万〇，〇〇〇円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、所有者である〇〇氏の了承を得ることが出来ました。その後、令和〇年〇月〇〇日開催の農地利用協議の結果、〇〇〇〇氏が農地を取得することで調整が整いました。 土地の詳細につきましては、議案書７ページ、８ページ及び議案関係資料１ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。 なお、今回対象となる土地につきましては、今現在、〇〇〇〇氏と賃貸借による権利設定が行われておりますが、民法上、農地を借りている人が、当該農地を購入する場合には、その権利が消滅することから、合意解約を行う必要はないとされているため、本件においては農地法第１８条の規定による合意解約は行われていないことを申し添えいたします。 以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げるものでございますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。
議　　長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから、報告第３号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各　委　員	（質疑なしの声）
議　　長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、報告第３号を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各　委　員	（異議なしの声）

議　　長	異議なしと認めます。 よって、報告第３号は、原案のとおり承認されました。 日程第９　議案第１号　農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事務局長	議案第１号　農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 農業経営基盤強化促進法第１５条第１項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出または農用地の所有者から利用権の設定等について、あっせんを受けたい旨の申出があった場合には、それらの申し出の内容を勘案して認定農業者または認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。 本案は、賃貸借２件による利用権設定の申出でございますが、 整理番号１は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇筆、面積〇万〇，〇〇〇㎡について、賃貸借による利用権の設定、 整理番号２は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏より、所有農地〇筆、面積〇〇万〇，〇〇〇㎡について、賃貸借による利用権の設定申出でございますが、以上の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。 以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが詳細につきましては長島主事の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。
長島主事	（詳細説明あるも省略）
事務局長	（補足説明あるも省略）
議　　長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 まず、本案について、質疑があれば受けたいと思います。質疑ありませんか。
各　委　員	（質疑なしの声）
議　　長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。 お諮りします。 調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。
各　委　員	（異議なしの声）
議　　長	異議がないようですので、私の方からご指名させていただきます。

整理番号１については、３番白川英之委員、１０番篠原委員、１１番堀金委員、
整理番号２については、１番橋場委員、２番嵯峨委員、３番白川英之委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各　委　員　（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。
それでは、ただいま指名した方々に調整をお願いいたします

日程第１０　議案第２号　農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長　議案第２号　農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
農業経営基盤強化促進法第１５条第４項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は所有権移転１件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、
整理番号１の所有権を移転する者は、円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏で対象地は円朱別西〇線〇〇番、〇筆、面積〇万〇，〇〇〇㎡で、この土地を円朱別西〇線〇番地、〇〇〇〇氏に所有権の移転をしようとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第１号から第４号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

長島主事　（詳細説明あるも省略）

議　　長　事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第２号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各　委　員　（質疑なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第２号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各　委　員	（異議なしの声）
議　　長	異議なしと認めます。 よって、議案第２号は、原案のとおり可決されました。 日程第１１　議案第３号　農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事務局長	議案第３号　農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 昨年１０月以降に連続して発生した農業委員の不祥事を受け、全国農業会議所が昨年１１月２８日に開催した令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されました。 この申し合わせ決議の趣旨に則り、浜中町農業委員会も本総会において、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を実施いたします。 これから、議案書２０ページの決議案を朗読いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。
議　　長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから、議案第３号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各　委　員	（質疑なしの声）
議　　長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第３号を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各　委　員	（異議なしの声）
議　　長	異議なしと認めます。 よって、議案第３号は、原案のとおり可決されました。 日程第１２　次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。
事務局長	次回総会日程につきましては、２月２８日、金曜日、午前１０時からを提案いたします。
議　　長	事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、２月２８日、金曜日、午前１０時からということでよろしいでしょうか。

各　委　員	（異議なしの声）
議　　長	異議がないようなので、次回総会日程については、２月２８日、金曜日、午前１０時からに決定いたしました。 以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。 これで、第３１回浜中町農業委員会総会を終了いたします。 ご苦労さまでした。

閉会時刻　午前１０時５０分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会　　会長　梅　原　順　一

浜中町農業委員会　　５番　白　川　俊　明

浜中町農業委員会　　６番　百　々　栄　二

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項調査書

第３１回浜中町農業委員会総会
議案第２号　整理番号１　（所有権移転）

移転を受ける者	○　○　○　○	移転をする者	○　○　○　○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩

法第１８条の条項	判　断　の　理　由	適　　合
第３項第１号 （基本構想適合）	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	する
第３項第２号イ （全部効率利用）	権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。	する
第３項第２号ロ （農作業常時従事）	耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 （農地所有適格法人及び第２項第６号に規定する者は除く）	する
第３項第３号イ （継続的安定的農業経営）	第２項第６号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。	する
第３項第３号ロ （法人の場合の常時従事）	第２項第６号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち１人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。	―
第３項第４号 （関係権利者の同意）	利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。	する
第３項第４号 （共有持分の 1／2 を超える同意）	５年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分（所有権）のうち所有者である貸人の共有持分の同意が２分の１を超えて得られる。	―